

補装具費支給制度におけるの借受け制度の導入について

●従来の種目（購入・修理）に加え、「借受け」制度を導入（平成30年4月～）

○障害福祉サービスにおける“補装具”は、対象者の身体状況に応じて個別に適合を図るよう制作されたものであり、基本「購入」を原則としていますが、以下3つの「借受けによることが適切である場合」に限り、新たに補装具費の支給対象となりました。

①身体の成長に伴い、補装具の短期間での交換が必要であると認められる場合

（例）座位保持装置の完成用部品の内「構造フレーム」、歩行器、座位保持椅子

②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合

（例）重度障害者用意思伝達装置

③補装具の購入に先立ち、比較検討が必要であると認められる場合

（例）義肢、装具、座位保持装置の完成用部品

【支給事務の流れ】

- 1 申請
- 2 判定（市、更生相談所）
- 3 支給決定（1年を原則とし、必要があれば3年まで延長することが可能）
※1回目は従来と同様、2回目以降は申請者または業者からの請求をもって、借受けにかかる補装具費を毎月支給する。
- 4 借受け期間終了後（購入が可能か、借り受けを継続するかを勘案し、再度支給決定）

詳しくは、障がい福祉課へお尋ねください。